

新型インフルエンザに係る施設等関係の当面の対応について

石川県新型インフルエンザ対策本部事務局

学校及び社会福祉施設等（以下「施設等」という。）における新型インフルエンザへの対応についての当面の考え方は次のとおり。

県、市町、関係機関等は、新型インフルエンザへの対応が適切になされるよう、それぞれの役割を理解し、感染の拡大を出来る限り抑えるため連携して対応する。

I 施設等の共通事項

- 施設等は、新型インフルエンザ患者の発生前から利用者、職員等に対する感染防止策を徹底する。
- 施設等は、患者が発生したときの対応（患者・利用者・家族等への説明事項、臨時休業時の対応等）についてあらかじめ想定し、関係機関と調整を行っておく。
- クラスタ（集団発生）サーベイランスを実施しており、インフルエンザ様症状の者が7日以内に2名以上発生した場合等には、施設等は保健所に連絡する（注）。
連絡を受けた保健所は、感染拡大防止策の指導・助言を行うとともに、臨時休業等の実施に関する相談に応ずる。

（注）「新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る今後のサーベイランス体制について」平成21年8月25日厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡 参照

II 主な施設等別の対応

- 県における施設等別の対応の基本的な考え方は次のとおりであるが、実際に感染が発生した場合の対応については、関係通知等も踏まえ、各施設の状況に応じた対応を行うものとする。

1 学校における対応

（1）学校の臨時休業の目安

① 県立学校

県教育委員会から臨時休業の目安等が通知されており、当該通知を踏まえた対応がなされている。（注）

② 市町立学校

市町立学校にも上記通知が参考に送付されている。

③私立学校

上記通知と目安を参考に、保健所と相談しながら、休業等の措置の検討が行われることとなっている。

(注)「新型インフルエンザ発生時の学校の臨時休業等について」平成21年8月31日石川県教育長通知 参照

(2) 臨時休業した場合の報告

- 各学校等は、臨時休業について「集団かぜ発生情報」として、当日の朝の状況（当日発生分）を午前11時までに保健所に報告する。(注)
- 「集団かぜ発生情報」については、原則として当日中に報道に資料提供される。

(注)「集団かぜ発生状況の調査及び報告について(依頼)」別添『平成21年度集団かぜ発生状況報告実施要領』平成21年9月1日県健康推進課長通知 参照

2 保育所における対応

- 感染防止措置等を講じた上で、原則として保育を継続する。
- 施設内における感染の状況に応じて、登園自粛等の協力を求める。
- 感染拡大防止のためやむを得ず休業する場合、市町と連携し、代替保育サービスを提供する。

3 放課後児童クラブにおける対応

- 感染防止措置等を講じた上で、原則として事業者は事業を継続する。
- 施設内における感染の状況に応じて、利用自粛等の協力を求める。
- 感染拡大防止のためやむを得ず休業する場合、保護者に理解を求める。

④ 4 高齢者介護施設における対応 (注)

(1) 通所系施設、短期入所施設

- 臨時休業した場合、利用者は自宅での生活を原則として、代替サービスの必要性の高い利用者への対応を優先する。
- 臨時休業時に在宅での介護が困難な者等への対応は、(別紙1)参照。

(2) 入所施設

- 感染防止措置等を講じた上で、原則として事業者は事業を継続する。

(注)「新型インフルエンザの発生に対する社会福祉施設等の対応について【更新】」平成21年6月19日厚生労働省関係課連名事務連絡 参照

5 障害福祉サービス事業所等における対応（注）

（1）通所系施設、短期入所施設

- 臨時休業した場合、利用者は自宅での生活を原則として、代替サービスの必要性の高い利用者への対応を優先する。
- 臨時休業時に在宅での介護が困難な者等への対応は、（別紙2）参照。

（2）入所施設

- 感染防止措置等を講じた上で、原則として事業者は事業を継続する。

（注）「新型インフルエンザの発生に対する社会福祉施設等の対応について【更新】」平成21年6月19日厚生労働省関係課連名事務連絡 参照

(別紙1)

新型インフルエンザによる臨時休業時の通所系施設・短期入所施設の対応について (高齢者介護施設)

- 通所系施設、短期入所施設において、臨時休業時の利用者の対応についてあらかじめ想定しておく。
- 自宅での生活を原則として、代替サービスの必要性の高い利用者への対応を優先する。

I 臨時休業時に在宅での介護が可能な者

- 【例】
- ①家族介護者がいる場合
 - ②独居でも在宅生活が可能な者
 - ・一時的に親族の家に滞在が可能
 - ・1週間程度なら在宅生活できる者



- ・休業中は自宅で生活
- ・通所系施設等の従業者が電話等で状況確認

II 臨時休業時に在宅での介護が困難な者

- 【例】
- ①独居で食事、入浴が困難
 - ②認知症や重度であるため家族介護が困難



ケアマネジャーや利用者、家族と臨時休業時の代替サービスについて協議のうえ、対応を想定しておく

<代替サービスの考え方>

- ①訪問系サービスで対応
 - ・訪問介護事業所のサービスにより必要な介護を提供する。
 - ・同一法人内で訪問系サービスを実施している場合は、通所系施設の職員を訪問介護員として利用者宅に派遣し、サービス提供を行うことも検討
- ②訪問系サービスが確保できない場合の対応
 - ・通所系施設において、感染防止に留意したうえでサービス提供することを検討
- ③上記でも対応できない場合の対応
 - ・市町と相談のうえ、一時的な短期入所について検討